

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 9 月 10 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 A-plumber
 住所 奈良県香芝市逢坂7-189-2-1
 代表者氏名 代表取締役 吉川久美
 電話番号 0745-79-8894
 FAX番号 0745-79-8884
 メールアドレス gqwf5tq9k@athena.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30年 9月 13日

申請者 氏名又は名称 株式会社 A-plumber

住 所 奈良県香芝市逢坂7-189-2-1

代表者 氏名 代表取締役 吉川 久美



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
だいひょうとりしまりやく よしかわ くみ 代表 取締役 吉川久美 とりしまりやく よしかわ ようじ 取締役 吉川洋二 とりしまりやく かわた かずま 取締役 河田一真	
事 業 の 範 囲	上下水道工事業 管工事業
機械器具の名称、性能及び 数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	かぶしきがいしや エーブラマー 株式会社 A-plumber
上記事業所の所在地	郵便番号 639-0215 住所 奈良県香芝市逢坂7-189-2-1 電話番号 0745-79-8894 FAX番号 0745-79-8884 メールアドレス qqwf5tq9k@athena.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
 西浦 聰志	第 234024 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 30年 9月 13日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用 機械器具	エンビカッター スーパーソー チューブカッター 金切りのこ		7ヶ 6ヶ 3ヶ 1ヶ	
管の加工用の 機械器具	サンダー 面取機 パイプねじ切り器		4台 1台 2台	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ パイプバイス モンキーレンチ ウォーターポンププライヤー トーチランプ		11丁 1台 9丁 4丁 4台	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ		1台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 9 月 13 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 A-plumber

住 所 奈良県香芝市逢坂7-189-2-1

代表者 氏名 代表取締役 吉川久美



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県香芝市逢坂七丁目 189-2-1
株式会社A-p l u m b e r

会社法人等番号	1500-01-018665
商 号	株式会社A-p l u m b e r
本 店	奈良県香芝市逢坂七丁目 189-2-1
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成25年9月24日
目的	1. 土木工事業 2. 上下水道工事業 3. 建築工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業、管工事業 4. 土木、建築工事の測量、調査、設計、施工 5. 水処理、浄化装置、活水プラントの開発、製造、販売、維持、運転、管理 6. 産業廃棄物収集運搬業務 7. 産業排水処理その他水道施設工事の設計、監督並びに施工 8. 上記各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。 2 次の各号に定める場合には、前項の承認があったものとみなす。 (1) 株主間の譲渡 (2) 当会社の役員又は従業員を譲受人とする譲渡
役員に関する事項	取締役 吉川久美 取締役 吉川洋二

奈良県香芝市逢坂七丁目 189-2-1
株式会社 A-p l u m b e r

	取締役 <u>吉川宗志</u>	平成28年 7月 1日辞任
		平成28年 7月22日登記
	取締役 <u>河田未紗</u>	平成25年11月 5日就任
		平成25年11月19日登記
		平成28年 7月 1日辞任
		平成28年 7月22日登記
	取締役 <u>河田一真</u>	平成28年 7月 1日就任
		平成28年 7月22日登記
	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧23番地10 代表取締役 <u>吉川久美</u>	
登記記録に関する事項	設立	平成25年 9月24日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(奈良地方法務局管轄)

平成30年 9月 3日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂本公徳



株式会社 A - plumber 定 款

平成 25 年 9 月 12 日 作 成
平成 25 年 9 月 18 日 認 証
平成 25 年 9 月 24 日 会 社 設 立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社A - p l u m b e rと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 上下水道工事業
3. 建築工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業、管工事業
4. 土木、建築工事の測量、調査、設計、施工
5. 水処理、浄化装置、活水プラントの開発、製造、販売、維持、運転、管理
6. 産業廃棄物収集運搬業務
7. 産業排水処理その他水道施設工事の設計、監督並びに施工
8. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県香芝市逢坂7丁目189-2-1に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社が発行することのできる株式の総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

2 次の各号に定める場合には、前項の承認があつたものとみなす。

- (1) 株主間の譲渡
- (2) 当会社の役員又は従業員を譲受人とする譲渡

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第 9 条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- (1) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当会社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき
- (2) 株式取得者が、上記(1)の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき
- (3) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき
- (4) その他会社法施行規則第 22 条第 1 項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

- 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならぬ。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎年 6 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面ですることを要しない。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

- 2 社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において、出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過

半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第 21 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当会社に取締役を複数名置く場合には、株主総会の決議により代表取締役 1 名を定め、この代表取締役をもって社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第 24 条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第 28 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 500 万円とする。

2 当会社成立後の資本金の額は、金 500 万円とする。

(最初の事業年度)

第 29 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成 26 年 6 月末日までと

する。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第30条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	吉川 久美
設立時取締役	吉川 洋二
設立時取締役	吉川 宗志
設立時代表取締役	吉川 久美

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第31条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧23番地10
氏名	吉川 洋二
	100株 金500万円

(法令の準拠)

第32条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上、株式会社A - p l u m b e r の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成25年 9月 18日

発起人 吉川 洋二 実印

捨印

(1) 登簿平成25年第101号

(2) この定款の発起人吉川洋二の代理人北村善明は、本職
の面前で、発起人が自己の記名捺印を自認する旨を陳
述した。

(3) よってこれを認証する。

(4) 平成25年9月18日本職役場において――

(5) 奈良県大和高田市大字大中98番地

(6) 奈良地方法務局所属

(7) 公証人 内 海 洋 治

(8) この謄本は平成25年9月18日本職役場において原
本につき作成した。

(9) 奈良県大和高田市大字大中98番地

(10) 奈良地方法務局所属

(11) 公証人 **内海洋治**

平成 30 年 9 月 13 日

相違ありません。

奈良県香芝市邊坂7丁目189-2-1
株式会社 A-plumber
代表取締役 吉川久美



第二三四〇二四号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

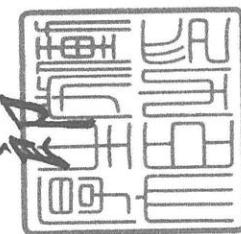
氏名 西浦聰志

昭和五十四年三月十七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川嶋一



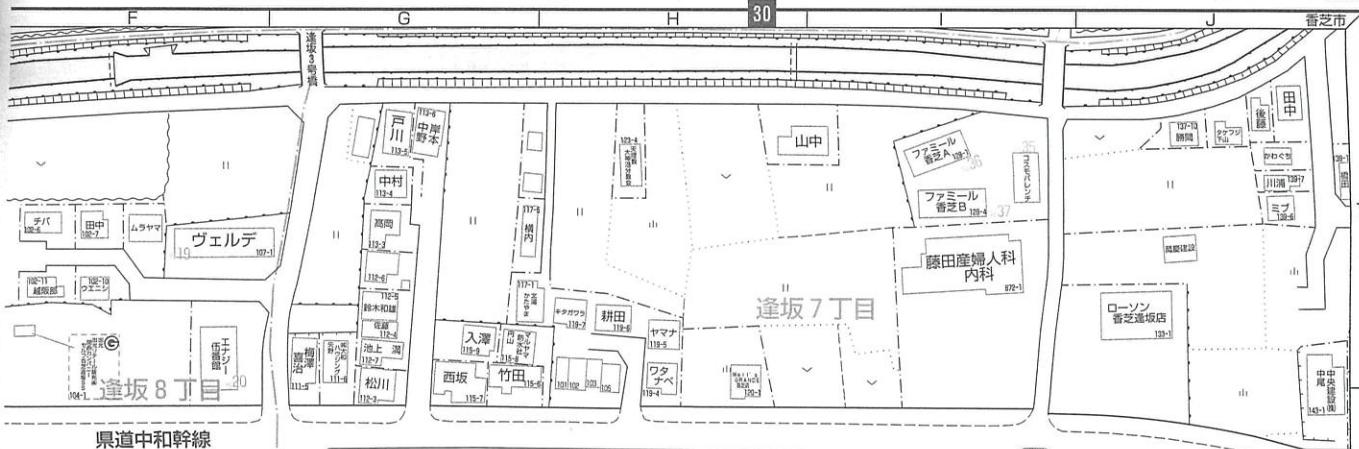
分譲・仲介・賃貸・新築・リフォーム
(株)垣本ハウジング
 香芝市五位堂5丁目37-1
 069-8869 FAX 77-8253

ダイキホーム
 広陵町馬見中2丁目2-7(真美ヶ丘ニュータウン内)
 069(0745)55-7050 FAX 0745-55-7044

分譲住宅 不動産全般
(株)たけむらハウジング
 香芝市高山台3-1-3 069-71-6777

注文建築・分譲住宅・リフォーム
K 葛城建設株式会社
 TEL 0745-76-5510 FAX 0745-76-5519
 香芝市真美ヶ丘5丁目3-29 <http://www.katsuragi-k.co.jp/>

29	30	31
36	37	38
45	46	47



県道中和幹線



西日本地図帳編集委員会編『西日本地図帳』(2015年版)より、著作権有り。 © 2015 N.H.K. INCO., LTD. 2015

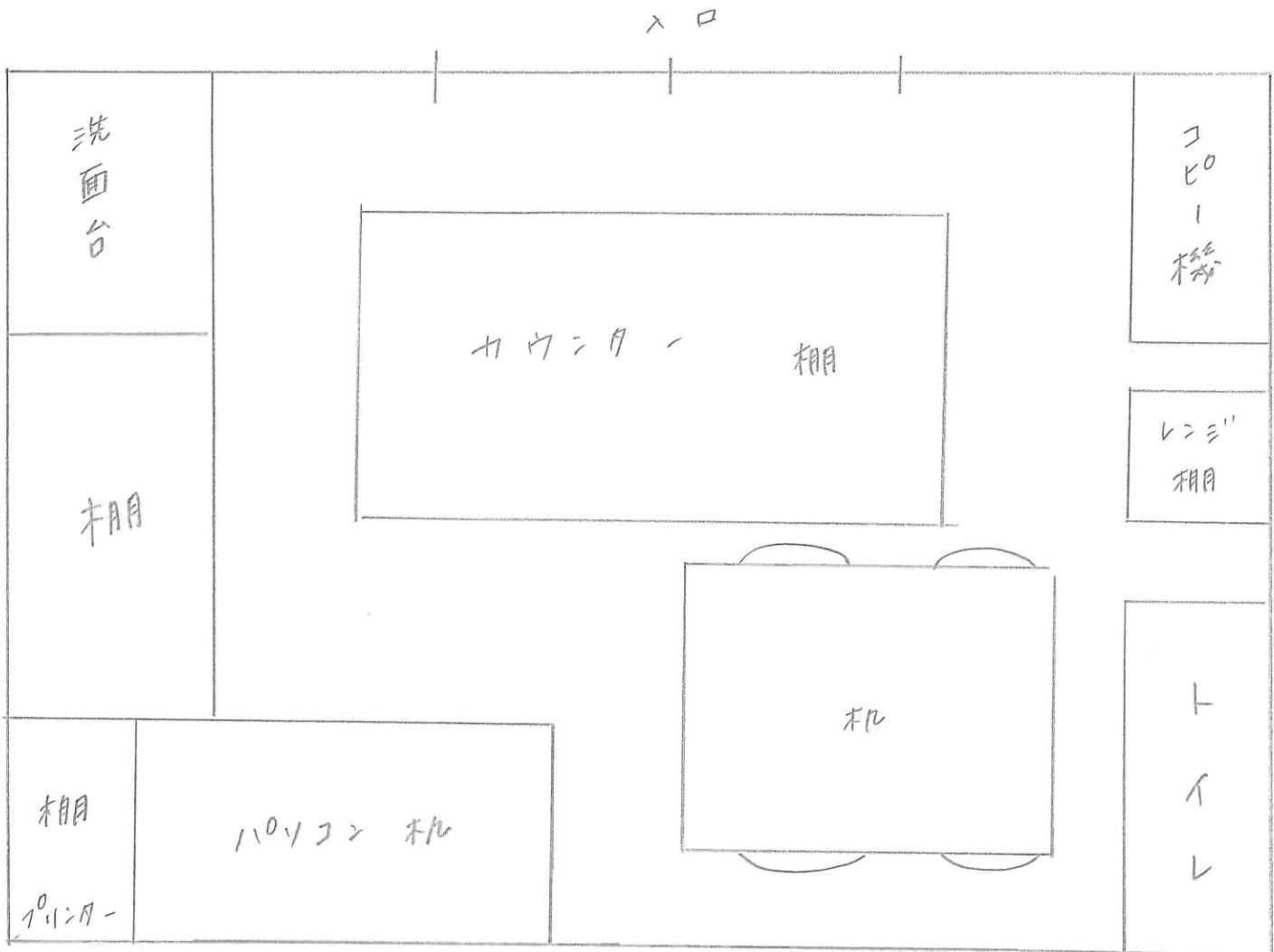
建築板金工事請負責任施工
 板金工事のスペシャリスト
(有)巽板金
 茶芝市茶室591 TEL 0745-69-5035 FAX 69-5171

子育て世代の注文・分譲住宅・リフォーム
山本工務店
 香芝市五位堂6丁目58番地1
 TEL 0745-77-8189 「ウッドホーム」販売店

直営分譲住宅・設計・施工・販売・仲介
高栄ルウジング有限会社
 香芝市中曾司町61-13 TEL 0744-25-0006

増改築工事・L.P.ガス・ガス工事一式
大和ガス住宅設備(株)
 大和高田市船原町8-36 TEL 0745-29-7161

(株) A-plumber 平面図





香芝市商工会
リカッシュくん

香芝市指定工事店

Takara standard NORITZ TOTO IXIL 各種メーカー取扱

水まわりの
修理どりリフォーム
A-plumber

見積無料!!
お気軽にご相談ください!!

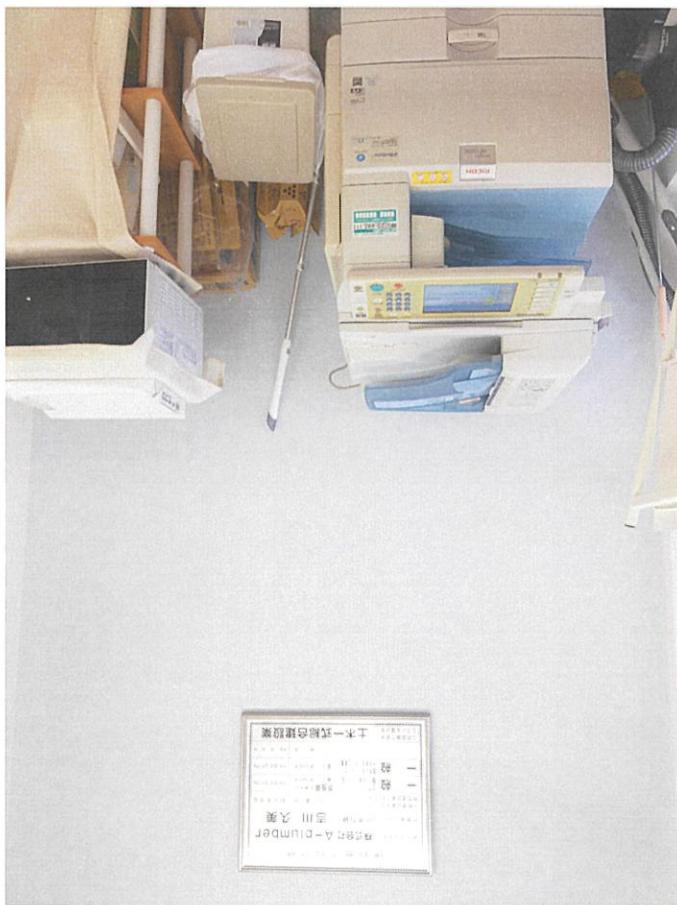
水まわりのリフォーム承ります
トイレ・洗面・ユニットバス
キッチン・喫湯器など
水道のトラブル解決!
水漏れ・つまり・修理など

街の水道やさん

A-plumber

リカッシュくん

香芝市商工会



（五）

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 9 月 13 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 A-plumber
 住所 奈良県香芝市逢坂7-189-2-1
 代表者氏名 代表取締役 吉川久美
 電話番号 0745-79-8894
 FAX番号 0745-79-8884
 メールアドレス qqwf5tq9k@athena.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年9月13日

〒639-0251

奈良県香芝市逢坂7-189-2-1

届出者 株式会社 A-plumber
代表取締役 吉川久美



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 A-plumber	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
西浦 聰志	第234024号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一二四〇一四号

給水装置事務主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 西浦聰志

昭和五十四年三月十七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事務主任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川島一

